後期高齢者医療制度（長寿医療制度）加入の皆さんへ

(1)後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料額および納付方法は、所得、世帯状況、これまでの加入保険や年金額などによって異なります。

平成20年度の保険料額は平成19年の所得より算定します。

6月中旬までに加入されたかたへは「保険料額決定通知書（通知者は広域連合長）」および「納入通知書など（通知は十和田市長）」を7月上旬に郵送します。

■保険料の納付方法は？

○特別徴収

年金から天引きされる方法です。

年額18万円以上の年金を受給されているかたで「年金の2分の1判定対象者」（保険料と介護保険料を合算した額が年金額の2分の1を超えないかた）が対象です。

複数の年金を受給されているかたは、介護保険料が天引きされている年金が「年金の2分の1判定」の対象年金となります。

○普通徴収

特別徴収の対象にならないかたは、市が定める納期内に納入通知書（納付書）や口座振替えなどで保険料を納めていただきます。

※平成20年度の口座振替の申し込みは8月15日からとなります。

■これからの納付方法は？

○4月から特別徴収されているかた

10月以降の特別徴収額（本徴収額）は、平成20年度の保険料額から4・6・8月の特別徴収額（仮徴収額）を差し引いた額となります。

○4月から特別徴収されていないかた

① 被用者保険（社会保険など）の被扶養者であったかた

4月から9月までは保険料の負担はありません。10月から保険料を納めていただきます。

・普通徴収されるかた

10月から納入通知書（納付書）で納めていただきます。

保険料納入通知書は10月に郵送します。

・特別徴収されるかた

10月の年金から天引きされます。

② ①以外のかた（被用者保険の本人、平成19年10月以降に老人医療制度の資格を取得したかた、「年金の2分の1判定」の対象外だったかたなど）

・普通徴収されるかた

納入通知書で納めていただきます。

・普通徴収から特別徴収に切り替わるかた

7・8・9月までは納入通知書で納めていただきます。（普通徴収）

10月以降は年金から天引きされます。（特別徴収）

(2)「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

この認定証を医療機関の窓口に提示することで入院時の一部負担金と食事代が減額されます。（表1参照）

(3)「後期高齢者医療被保険者証」の差し替えについて

平成19年中の所得状況により、負担割合の変更となるかたへ、8月から使用する新しい被保険者証を7月中に郵送します。

問い合わせ先
国保年金課給付係
（☎㉓5111内線246）

表1 高額療養費の自己負担限度額及び食事療養標準負担額

適用区分	自己負担割合	通院（個人単位／月）	通院＋入院（世帯単位／月）	1食当たりの食事代
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（※1）	260円
一般	1割	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	210円（※2） 160円（※3）
低所得者Ⅰ			15,000円	100円

○住民税非課税世帯に属するかた（低所得者Ⅱおよび低所得者Ⅰのかた）は、申請により認定証の交付を受けられます。申請に必要なものは印鑑・被保険者証です。認定証の更新を受けるかたは毎年8月中に更新手続きが必要です。

※1 過去1年以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円になります。
※2 過去1年の入院期間が90日以下の場合です。
※3 過去1年の入院期間が90日を超える場合です。